麗澤大学研究データポリシー 解説と補足

はじめに

本解説は、「麗澤大学研究データポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の各項目の考え方を示し、その理解を補足することを目的とする。本ポリシーは、研究データの管理に関する本学の基本方針を示すものであり、具体的な保存方法、保存期間、公開手続、データ・マネジメント・プラン（DMP）の作成等の実務的事項は、別に定める研究データ管理ガイドライン等において示す。

前文

ポリシー本文

> 麗澤大学（以下「本学」という。）は、「知徳一体」の建学の精神のもと、学術研究を通じて社会の発展に貢献することを使命としている。
> 研究活動により収集又は生成される研究データは、研究成果を支える重要な学術資産であり、適切に管理するとともに、可能な限り公開及び利活用を推進することは、研究の信頼性及び透明性の確保、学術の発展並びに社会への還元に資するものである。
> 本学は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議）等を踏まえ、本ポリシーを定め、研究データの適切な管理、保存、公開及び利活用を推進する。

解説

前文は、本学が研究データの適切な管理を推進する背景と基本姿勢を示したものである。研究データは研究成果の根拠となる重要な情報であり、適切な管理は研究の信頼性、透明性、検証可能性の確保につながる。また、公開可能な研究データの利活用は、学術の発展及び研究成果の社会還元に資する。

ここでいう「学術資産」は、研究データが一律に本学の所有物となることを意味するものではない。研究データに関する権利や利用条件は、法令、契約、学内規程、研究資金の条件等に応じて判断される。

※データ・マネジメント・プラン（DMP）：研究データの種類、管理・保存方法、公開方針等を整理した計画書。研究費によっては提出が求められる。

第１項　目的

ポリシー本文

> 本ポリシーは、本学における研究データの適切な管理に関する基本的な方針を定め、研究活動の健全な発展及び学術研究の推進に資することを目的とする。

解説

本項は、本ポリシーが研究データ管理に関する基本方針を示すものであることを明らかにしている。「管理」には、研究データの収集・生成から整理、保存、利用、共有、公開及び廃棄までの一連の取扱いが含まれる。具体的な管理方法は、研究分野、研究手法、データの内容、契約条件等を踏まえて判断する。

第２項　研究データ

ポリシー本文

> 本ポリシーにおける研究データとは、本学における研究活動の過程又は結果として収集、生成若しくは取得された情報をいい、その媒体がデジタル又は非デジタルであるかを問わない。

解説

研究データには、研究者が自ら生成した情報だけでなく、第三者から提供を受けた情報、既存資料から収集した情報、データベース等から取得した情報も含まれる。また、電子ファイルに限らず、紙の研究ノート、質問紙、写真等の非デジタル資料も対象となり得る。

研究データの主な例

区分	具体例
実験・観測	測定値、実験記録、観測記録、センサーデータ等
調査・資料	アンケート、インタビュー記録、フィールドノート、収集資料等
解析・情報	写真・映像・録音、統計・加工データ、プログラム、ソースコード、AI 関連データ等
研究記録	研究ノート、実験ノート、データ処理記録等

第三者作成データの利用条件や、研究試料・標本等の取扱いは、関係規程等に基づき確認する。

第３項　研究者の責務

ポリシー本文

> 本学において研究活動に従事する教職員、研究員、大学院生その他の研究に携わる者（以下「研究者」という。）は、研究データについて、法令、契約、学内規程、研究倫理、研究分野の特性並びに資金配分機関等の定めを踏まえて適切に判断し、責任をもって管理するものとする。

解説

研究データの内容や管理上の要件は、研究分野及び研究プロジェクトによって異なる。このため、研究データに最も精通する研究者が、法令、契約、学内規程、研究倫理、資金配分機関の定め等を確認した上で、管理方法を判断することを基本とする。研究代表者又は研究責任者は、研究プロジェクト全体の研究データ管理について必要な調整を行う。

「研究者」の範囲

本ポリシーにおける研究者には、雇用関係の有無にかかわらず、本学において研究活動に従事する教職員、研究員、大学院生、卒業研究等に従事する学部学生、共同研究者等を含む。学生が研究データを取り扱う場合は、指導教員又は研究責任者が必要な指導及び監督を行う。

なお、研究者に管理責任があることは、研究データに関する全ての権利を研究者が単独で有することを意味しない。権利及び利用条件は、契約、共同研究者との合意、知的財産権その他の条件により制限される場合がある。

第 4 項　研究データの公開及び利活用

ポリシー本文

> 研究者は、研究データについて、研究分野の特性を踏まえつつ、可能な限り公開及び利活用を推進するものとする。ただし、個人情報、機微情報、知的財産権、営業秘密、安全保障輸出管理、共同研究契約その他法令又は契約上の制約により公開が適当でない場合は、この限りでない。

解説

本項は、公開することが適切な研究データについて、可能な限り公開及び利活用を進めるという考え方を示している。一方、全ての研究データの公開を求めるものではなく、個人情報、知的財産、秘密保持義務、契約上の制約、安全保障上の要請等がある場合は、公開範囲の制限又は非公開とすることができる。

研究データの公開に当たっては、「可能な限りオープンに、必要な限りクローズに（As Open as Possible, As Closed as Necessary）」という考え方を基本とし、データの内容、権利関係、研究参加者への説明・同意、公開時期等を踏まえて判断する。

第 5 項　本学の責務

ポリシー本文

> 本学は、研究者による研究データの適切な管理を支援するため、必要な環境の整備及び支援体制の充実に努める。また、本学は、研究データ管理に関する社会情勢、学術動向及び法令等の変更を踏まえ、本ポリシーを必要に応じて見直すものとする。

解説

本項は、研究データ管理を研究者個人の責任のみに委ねるのではなく、本学が組織として必要な環境整備及び支援に取り組むことを示している。本学は、研究データ管理に関する情報提供、DMP 作成、保存環境、公開等に関する支援について、学内の状況や利用可能な資源を踏まえ、必要な体制の整備を進める。

また、研究データを取り巻く環境の変化に対応するため、社会情勢、学術動向、法令や研究資金制度等の変更を踏まえ、本ポリシー及び関連文書を必要に応じて見直す。

本ポリシーと関係法令等との関係

本ポリシーは、本学における研究データの管理に関する基本方針を示すものであり、関係法令、契約、本学が定める規程その他の研究データの取扱いに関する要件に優先するものではない。

具体的な管理方法等の実務的事項については、研究データ管理ガイドラインその他の関係資料による。

以上